

# 手数料の納付方法の変更について



令和7年1月から  
手数料の納付方法  
が変わります！

収入証紙は廃止します。



収入証紙の**販売**は  
令和6年12月末まで

購入済証紙の**使用**は  
令和7年3月末まで

未使用証紙の**還付**は  
令和11年12月末まで

## 証紙販売終了後（令和7年1月以降）の手数料の納付方法

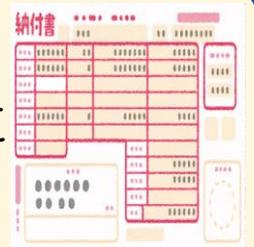
### 1 オンライン による納付



県の電子申請システムを  
利用したオンライン決済

○決済手段  
クレジットカード、コード決済  
(PayPay、auPAY、d払い)

### 2 手数料 納付書に よる納付



県が発行した手数料納付書  
を使用して銀行窓口等金融  
機関で現金納付

令和7年1月以降は、未使用の証紙は返還いただくと券面金額を  
返金します 未使用証紙の返還・返金の流れ

申請書に未使用証紙  
を添えて県へ提出

県での未使用証紙の  
確認と返金処理

申請者の口座へ振込  
で返金

※詳しい手続きは会計課にご確認ください。



長崎県福祉保健部長寿社会課 施設・介護サービス班  
TEL：095-895-2436 fax：095-895-2576